

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年六月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p style="text-align: center;">日高市大字台字大沢前三五六番 一地先から飯能市大字飯能字中村 沢一〇二六番四地先まで</p>				区 間
一四・三〇〇～八二・四〇	一四・三〇〇～七五・〇九	六・八〇〇～二二・九八		敷地の幅員 (メートル)
一四五二・〇〇		一三七〇・〇〇		延 長 (メートル)
<p style="text-align: center;">平成二十年九月十二日付け埼玉県 飯能県土整備事務所長告示第五十二 号の道路予定区域の一部変更である。</p>				備 考